

## 平成20年度法科大学院における教育体制について

### 1. 専任教員数（人） 平成20年4月1日現在

#### ①法科大学院における専任教員の状況(総表)

区 分			科目分類										
			A. 憲法	B. 行政法	C. 民法	D. 商法	E. 民事 訴訟法	F. 刑法	G. 刑事 訴訟法	H. 実務基礎 科目	I. 基礎法学 ・隣接科目	J. 展開・ 先端科目	合計
研究者	専	A. 当該法科大学院の 授業のみ担当	28	24	63	28	35	30	22	0	5	15	250
		B. 他学部・他大学院・ 他専攻の授業も担当	63	48	146	80	40	64	32	9	34	97	613
	専 他	C. 他学部・他大学院・ 他専攻とのダブルカウント (博士後期課程除く)	12	14	28	17	10	16	11	2	14	37	161
		D. 博士後期課程との ダブルカウント	13	8	10	13	11	7	6	2	14	51	135
		E. うち、法学 を専攻する博 士後期課程の 研究指導教員	12	6	8	11	10	5	5	2	12	40	111
実 務 家	F. 実専		3	9	57	17	32	18	36	95	7	40	314
	G. 実専他		0	1	2	0	1	1	0	3	3	5	16
	H. 実み		2	4	19	9	14	7	22	124	0	31	232
合 計			121	108	325	164	143	143	129	235	77	276	1,721

「専」 … 「専他」、「実専」、「実専他」、「実み」以外の専任教員

「専他」 … 専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）附則第2項の規定により、学内の他の学部又は大学院の専任教員の数に算入する専任教員

「実専」 … 専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）第2条第1項に規定する専任教員

「実専他」 … 専門職大学院に関し必要な事項について定める件第2条第1項に規定する専任教員のうち、専門職大学院設置基準附則第2項の規定により、学内の他の学部又は大学院の専任教員の数に算入する者

「実み」 … 専門職大学院に関し必要な事項について定める件第2条第2項の規定により専任教員とみなす者

①-1 法科大学院における専任教員の状況(専任教員の種類別)

	入学定員	基準専任教員数	専任教員内訳								
			専任教員総数	A.専 (LSのみ)	B.専 (LS+他学部等)	C.専他 (博士後期除く)	D.専他 (博士後期)	E.うち、法学・博士後期・研究指導	F.実専	G.実専他	H.実み
国立計	1,760	404	599	52	263	47	70	47	82	14	71
公立計	140	28	30	0	13	4	5	5	3	0	5
私立計	3,895	856	1,092	198	337	110	60	59	229	2	156
<b>国公私計</b>	<b>5,795</b>	<b>1,288</b>	<b>1,721</b>	<b>250</b>	<b>613</b>	<b>161</b>	<b>135</b>	<b>111</b>	<b>314</b>	<b>16</b>	<b>232</b>

①-2 法科大学院における専任教員の状況(科目群別、研究者教員・実務家教員別)

	入学定員	基準専任教員数	専任教員内訳									
			専任教員総数	科目群別				研究者教員・実務家教員別				
				法律基本科目	比率	法律基本科目以外	比率	研究者教員	比率	実務家教員	比率	
大規模校計	3,115	623	768	478	62.2%	290	37.8%	540	70.3%	228	29.7%	
中規模校計	1,165	233	349	235	67.3%	114	32.7%	232	66.5%	117	33.5%	
小規模校計	1,515	432	604	420	69.5%	184	30.5%	387	64.1%	217	35.9%	
<b>合計</b>	<b>5,795</b>	<b>1,288</b>	<b>1,721</b>	<b>1,133</b>	<b>65.8%</b>	<b>588</b>	<b>34.2%</b>	<b>1,159</b>	<b>67.3%</b>	<b>562</b>	<b>32.7%</b>	
大規模校平均	155.8	31.2	38.4	23.9	62.2%	14.5	37.8%	27.0	70.3%	11.4	29.7%	
中規模校平均	64.7	12.9	19.4	13.1	67.3%	6.3	32.7%	12.9	66.5%	6.5	33.5%	
小規模校平均	42.1	12.0	16.8	11.7	69.5%	5.1	30.5%	10.8	64.1%	6.0	35.9%	
<b>全大学平均</b>	<b>78.3</b>	<b>17.4</b>	<b>23.3</b>	<b>15.3</b>	<b>65.8%</b>	<b>7.9</b>	<b>34.2%</b>	<b>15.7</b>	<b>67.3%</b>	<b>7.6</b>	<b>32.7%</b>	

①-3 法科大学院における専任教員の状況(ダブルカウントの状況)

	入学定員	基準専任教員数	専任教員総数	うちダブルカウント教員数				
				うち法律基本科目(A~G)	うち実務基礎(H)	うち基礎法(I)	うち展開・先端(J)	
大規模校計	3,115	623	768	141	71	3	19	48
中規模校計	1,165	233	349	49	33	1	2	13
小規模校計	1,515	432	604	122	77	3	10	32
<b>合計</b>	<b>5,795</b>	<b>1,288</b>	<b>1,721</b>	<b>312</b>	<b>181</b>	<b>7</b>	<b>31</b>	<b>93</b>
大規模校平均	155.8	31.2	38.4	7.1	3.6	0.2	1.0	2.4
中規模校平均	64.7	12.9	19.4	2.7	1.8	0.1	0.1	0.7
小規模校平均	42.1	12.0	16.8	3.4	2.1	0.1	0.3	0.9
<b>全大学平均</b>	<b>78.3</b>	<b>17.4</b>	<b>23.3</b>	<b>4.2</b>	<b>2.4</b>	<b>0.1</b>	<b>0.4</b>	<b>1.3</b>

「大規模校」・・・定員100名以上の大学(20校)

「中規模校」・・・定員51名以上100名未満の大学(18校)

「小規模校」・・・定員50名以下の大学(36校)

## 2. 平成20年度研究者・専任教員の年間担当授業単位数

区 分		授業単位数						合計
		0～2 単位	3～6 単位	7～10 単位	11～14 単位	15～18 単位	19～ 単位	
専	A. 当該法科大学院の 授業のみ担当	7	39	60	83	45	16	250
	B. 他学部・他大学院・ 他専攻の授業も担当	33	186	149	95	49	101	613
専 他	C. 他学部・他大学院・ 他専攻とのダブルカウント (博士後期課程除く)	20	66	33	23	11	8	161
	D. 博士後期課程との ダブルカウント	23	53	31	10	8	10	135
	E. うち、法学を専攻する博士 後期課程の研究指導教員	22	41	26	9	7	6	111
合 計		83	344	273	211	113	135	1,159

「専他」… 専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）附則第2項の規定により、学内の他の学部又は大学院の専任教員の数に算入する専任教員

### 3. 今後、専任教員確保がより困難になると考えられる分野

法律基本科目 計 57校 (77.0%) 1科目でも「困難」と回答があった法科大学院  
計 7科目、回答数延べ 160

- A. 憲法 計 8校 (10.8%)
- B. 行政法 計 29校 (39.2%)
- C. 民法 計 29校 (39.2%)
- D. 商法 計 16校 (21.6%)
- E. 民事訴訟法 計 35校 (47.3%)
- F. 刑法 計 12校 (16.2%)
- G. 刑事訴訟法 計 31校 (41.9%)

全科目「困難」との回答がなかった法科大学院 計 17校 (23.0%)  
全科目「困難」と回答した法科大学院 計 6校 (8.1%)

実務基礎科目 計 9校 (12.2%) 1科目でも「困難」と回答があった法科大学院  
計 11科目、回答数延べ 21

- ・民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、模擬裁判、ロイヤリング ... 各3校
- ・法曹倫理 ... 2校
- ・法情報調査、企業法務、エクスターンシップ、クリニック、法文書作成、  
実務基礎科目全体 ... 各1校

基礎法学・隣接科目 計 6校 (8.1%) 1科目でも「困難」と回答があった法科大学院  
計 12科目、回答数延べ 14

- ・法哲学、英米法（アメリカ法） ... 各2校
- ・法理学、日本法の歴史、西洋法の歴史、刑事政策、政治学、法社会学、  
面接交渉論、公共政策論（政策法務）、地方自治の現状と課題、  
法医学（医療と法） ... 各1校

展開・先端科目 計 20校 (27.0%) 1科目でも「困難」と回答があった法科  
大学院  
計 24科目、回答数延べ 65

- ・知的財産法 ... 10校
- ・環境法 ... 9校
- ・経済法 ... 7校
- ・国際私法 ... 6校
- ・国際取引法 ... 5校
- ・税法（租税法）、倒産法（倒産処理法、執行倒産法） ... 各4校
- ・社会保障法、労働法、国際公法 ... 各2校
- ・国際法適用論、労使関係法、雇用関係法、民事保全・執行法、破産法、  
消費者法、紛争とその法的解決、紛争とその法的解決、医事法、  
法医学、ITと著作権、アメリカ法調査、家族と法、国際経済法 ... 各1校